



住まいのしおり

このたびは当社管理物件にご入居いただきまして誠にありがとうございます。

居住にあたり周辺地域の環境保全にご協力いただくと共に、快適な共同生活を送っていただくため秩序はもとより、内容を十分にご理解くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

掛谷不動産株式会社

TEL 072-638-3961

お引越し時のお願い

- 1. お引越しの荷物搬入について 3
- 2. お引越しで出たゴミの処理について 3

ご入居時の注意事項

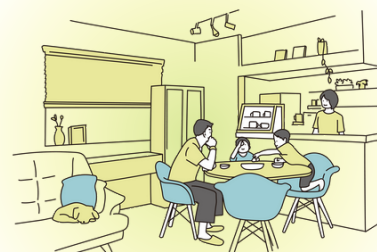
- 3. 居住にあたっての室内確認 4
- 4. 電気・ガス・水道の使用について 4
- 5. 電話及びネット契約について 5
- 6. ゴミの分別・収集について 5～6
- 7. 禁止事項 7
- 8. 台所 8
- 9. 洗面・浴室 8
- 10. トイレ 8
- 11. 結露（けつろ）に注意 9
 - 11-1. 結露の対策 10
- 12. フローリング使用上の注意 11～12
- 13. ベランダ（バルコニー）のご使用について 12
- 14. 管理事項 14
 - 14-1 鍵紛失時の規定について 15
- 15. 消火器の使用法 16
- 16. 二輪車（自転車・単車・バイク）の駐輪 17～18
- 17. 駐車場・駐輪場について 18～19

ご退去時の注意事項

- 18. 住宅の契約解除・終了時の注意事項 20
- 19. 駐車場の契約解除・終了時の注意事項 21

ご入居・ご退去時の電気・ガス・水道開閉栓、 転居手続きの連絡先

. 22



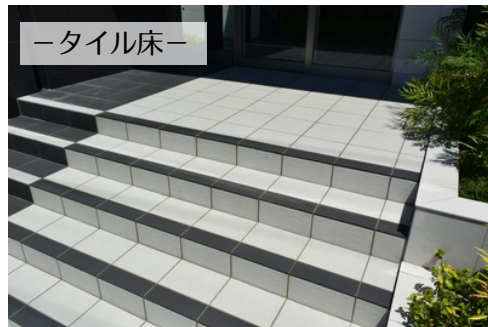
1. お引越しの荷物搬入について

マンションのエントランスやエレベータ付近、お部屋の出入口、室内各所はお引越し作業時による損傷が例年多く見受けられます。

必ず引越業者の方に養生（柱の角などをシートや毛布で保護すること）の指示をしていただきますようお願いいたします。



また、エントランス付近の床がインターロッキング、タイル、石貼りになっている部分はトラックが乗り入ると地盤沈下や歪み、ひび割れなどの恐れがある為、くれぐれもアスファルト部分へ駐車し作業を行っていただきますようお願いいたします。



2. お引越しで出たゴミの処理について

引越しゴミは回収されません。臨時ゴミ扱いとなります。

引越しゴミの回収は有料となりますので、引越し業者の方に持ち帰っていただくか、各市町村の環境事業課へ手配をお願いいたします。

【 茨木市 】 環境事業課	・・・ 072-634-0351
【 高槻市 】 清掃業務課	・・・ 072-669-1153
【 吹田市 】 事業課ごみ収集	・・・ 06-6832-0026
【 摂津市 】 環境業務課	・・・ 072-634-0210
【 箕面市 】 環境整備室	・・・ 072-729-2371
【 守口市 】 環境下水道部廃棄物対策課 電話受付センター	・・・ 06-6997-7766

※臨時ゴミ収集は事前（1週間～10日前まで）の予約が必要です

3. 居住にあたっての室内確認

ご入居時の室内確認は引越し荷物を搬入する前に必ず行ってください。

建物が新築の場合は工事完了引渡時の瑕疵（かし：キズ、消耗、故障、不備箇所）、または既存建物の場合、前入居者退去後の改修工事上の不備等確認を取ってもらうようお願いいたします。

瑕疵、または改修工事上の不備等確認をとらずに引越し荷物を搬入された場合、破損や故障箇所が後に発見されても、ご入居後の破損、故障箇所とみなされ修復、補修費用がご入居者の実費負担となる場合があります。下記事項をよくご確認ください。

- a. 全室の壁、天井、床等に10～30mm以上のキズ、はがれや損傷は無いかな。
※ 既存建物の床（CFシート材、フローリング材）に、家具や電化製品などの重量物の凹み跡等がある場合は特に補修は致しませんのでそのままご使用ください。
- b. 洗面化粧台のボウル（陶器部分）、鏡、その他器具、備品にひび割れなどの損傷は無いかな。
- c. 浴室（ユニットバス）、壁、天井、床、鏡、換気扇、その他器具、備品に損傷は無いかな。
- d. トイレの便座、便器、貯水タンク、換気扇、その他器具、備品に損傷は無いかな。
- e. 台所の流し台、ガス台、換気扇、吊り戸棚、その他器具、備品に損傷は無いかな。
- f. その他、お気づきの点がございましたら管理会社へご一報ください。

4. 電気、ガス、水道の使用については各市町村において開栓手続きが異なります

各自ご入居者で、入退去時の開栓・閉栓を各業者へご連絡の上、お手続きを行ってください。
（本紙最終ページをご覧ください）

- a. 電話での開栓（電気、ガス、水道）手続きをする際は必ず、**ご使用番号もしくは、お客様番号をご確認の上お問合せください。**

なお、**ガスの開栓はご入居者立会のもとで開栓されます**ので事前にガス会社へ予約打合せを行ってください。

- b. **電気温水器を使用している建物**（主に単身者向けマンションに見受けられ、深夜電力を利用）の場合、**ガス設備が無い建物**も有りますので、契約時にご確認ください。

電気の開栓手続きを入居前日迄に済ませていただき、電気ブレーカー及び電気温水器本体のスイッチを「ON」にし、電気温水器は「**時間設定**」をしてください。

電気温水器本体の時間設定がされていない場合、通電されずお湯が沸きませんので、くれぐれもご注意ください。

（電気温水器のタンクの温度が一定の温度になるまで、約8～10時間かかります。）

- c. 水道の開栓は、各市町村で異なりますので契約時に管理会社、または各市町村へご確認ください。

5. 電話及びネット契約について

各市町村の電話会社（NTT、KDDI、J-COM、ソフトバンク、他）へお問い合わせください。

- a. 電話回線引き込み工事の費用は、新築建物または既存建物で、電話会社により異なります。これらの工事に係る全費用が賃借人、またはご入居者負担となります。費用につきましては、電話会社（NTT、KDDI、J-COM、ソフトバンク、他）へお問い合わせください。
- b. 電話回線は、1住居あたり1回線となっております。（FAX回線、光ファイバーインターネットサービス、J-COMケーブルテレビインターネットサービス等をご利用の場合は、必ず管理会社へご確認ください。）
- c. ネット回線工事に伴う建物躯体部分に対する変更工事などは一切禁止です。

6. ゴミの分類・収集について

普通・可燃ゴミ、粗大ゴミ、不燃ゴミ、再利用資源ゴミ等は、必ず各市町村の分別（分類）、収集のルールに基づいて指定収集日当日の早朝6時より8時迄に指定の場所へ出してください。

※一部の地域やマンションで収集時間や収集システムが異なります。事前に自治会、各事業所（次ページ）又は管理会社へお問合せください。

《普通ゴミ》

普通ゴミの収集用ゴミ袋が、各市町村で異なりますので必ず確認の上、各市町村指定の収集用ゴミ袋をご使用ください。

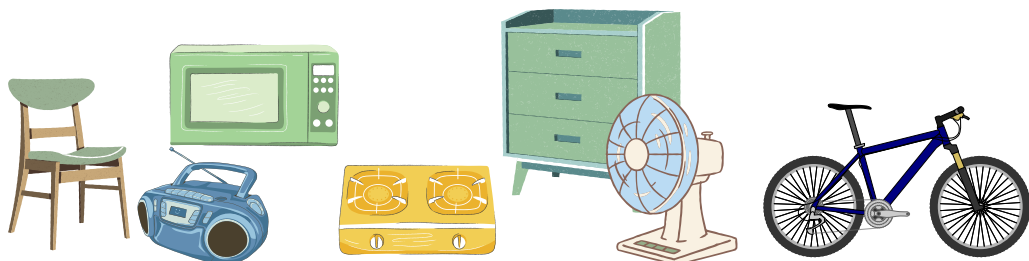
小売店で市販されている「黒、青色の袋」は収集されません。

また、市町村による指定ゴミ袋以外の「スーパー、コンビニのレジ袋」も収集されません。

必ずご確認の上、指定ゴミ袋をご利用ください。

《粗大ゴミ》

各市町村により収集日や内容が異なります。必ずご確認ください。



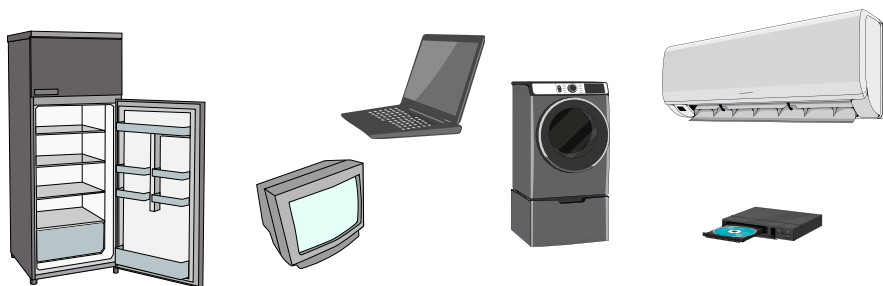
大型家具、寝具、ソファ、自転車、電化製品、その他不明なゴミについては各市町村へお問い合わせください。



ご入居時の注意事項

《資源ゴミ》 雑誌、新聞、ダンボール等の古紙。缶、ビン、ペットボトル
各市町村にお問合せいただくか、自治体や子供会、学校の廃品回収等
へのご協力をお願いいたします。

《臨時ゴミ》 引越しゴミ、乗らなくなったミニバイク、大型家具、電化製品（リサ
イクル法での収集が必要なエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等）、
動物の死体等。ご不明なゴミなどありましたら、下記市町村へご確認
ください。



テレビ、パソコン、冷蔵庫、エアコン、洗濯機、バイク等
各市町村の環境事業課、または各専門業者等にご確認ください。

【 茨木市 】	環境事業課	・・・	072-634-0351
【 高槻市 】	清掃業務課	・・・	072-669-1153
【 吹田市 】	事業課ごみ収集	・・・	06-6832-0026
【 摂津市 】	環境業務課	・・・	072-634-0210
【 箕面市 】	環境整備室	・・・	072-729-2371
【 守口市 】	環境下水道部廃棄物対策課 電話受付センター	・・・	06-6997-7766

※臨時ゴミ収集は事前（1週間～10日前まで）の予約が必要です

《収集できないゴミ》 医療器具、建設資材、ブロック、化学薬品、バッテリー、消火器など



7. 禁止事項

- a. 居住用（店舗、事務所は除く）建物については、玄関ドア、集合ポスト、建物内外共用部分等に商号（会社名）の表示及び看板、広告、文字の書き込みは一切厳禁です。
- b. 賃貸借契約上、ペットの飼育が禁止されている建物での犬、猫、鳥、爬虫類、その他ペットの飼育は厳禁です。ペット飼育が発覚した場合、理由（親族または友人、知人からの一時預かりを含む）の如何を問わず即刻契約解除となり建物の明け渡しをして頂く事となりますのでご注意ください。



- c. 建物共用部分の1階から最上階の廊下、階段、各階の踊り場、敷地スペース、PS（パイプスペース：玄関横の電気、ガス、水道メーターの有る部分）等に自転車、ゴミ箱、ベビーカー、植木、古新聞、玩具等の私物は置かないでください。これらの行為は消防法により厳禁です。また、電気、ガス、水道検針の妨げにもなります。



左図のように共用通路
階段等に私物を置くことは、

消防法により厳禁



パイプスペースを倉庫
代わりに私物を置くこ
とは禁止です。

盗難、漏水事故等によ
る破損に対して一切の
責任を負いません。

また、**検針作業の妨げ**
にもなりますので、絶
対にやめてください。

- d. 建物内外及び賃貸借専有部分の改造、改築は理由の如何を問わず一切厳禁です。



8. 台所

台所の排水管詰まりの主な原因として、特に油・生ゴミ・つまようじ・ティースプーン等があげられます。炊事後油をキッチンペーパーや古新聞等で一度ふき取ってから洗い流してください。

9. 洗面・浴室

洗面所の排水管詰まりの原因として、歯磨き粉チューブのキャップ、歯間ブラシ、つまようじ、玩具、髪の毛等があげられ、浴室や洗濯機置場の排水管詰まりの原因として特に髪の毛、糸くず、固形洗剤、その他不純物があげられます。ご入居者で週に1～2回は上記不純物を取り除き、市販のパイプクリーナー等で定期的に洗浄していただきますようお願いいたします。

10. トイレ

ティッシュペーパー、生理用品、紙オムツ、その他不純物は排水管詰まりの原因となりますので、トイレットペーパー以外は流さないでください。

また、ご自身でウォシュレット便座等を設置された後の、トイレ給水管からの漏水修繕工事費用及び取り外し費用については、ご入居者の負担となります。

！悪質な訪問販売業者にご注意ください！

- 《例》
- ① ごみの捨て方の説明に来ました
 - ② ごみの減量について説明に来ました
 - ③ シックハウス、騒音、環境問題を調査しに来ました
 - ④ 水質検査、水廻りの検査に来ました（浄水器販売等）
 - ⑤ 下水道に負担をかけないでゴミを減らす説明に来ました
 - ⑥ 台所換気扇の点検で訪問致しました（換気フィルター販売）
 - ⑦ 火災報知器、煙感知器の点検で訪問致しました
 - ⑧ ピッキング・空き巣対策で訪問致しました
 - ⑨ 耐震診断、石綿（アスベスト）使用調査で訪問致しました



11. 結露（けつろ）に注意

結露とは、室内と外気の温度差によって空気中の水蒸気が冷やされて水となる現象をいいます。マンションは木造住宅と比べて気密性が高いため、冬場や梅雨時期は十分に換気を行わないと結露が発生しやすくなります。

この結露により、室内の温度が高くなるとカビの発生につながります。室内の壁や床、天井、畳等に黒くシミのようなカビが繁殖し悪臭を放ちます。さらには人体への影響としてアトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、気管支喘息等が発生する恐れがあります。

《結露の原因》

- ① 部屋の閉め切り（換気が十分でない）
- ② 室内に洗濯ものを干している
- ③ 石油ストーブや加湿器を使用している
- ④ 外出・不在の時間が多い（留守がち）

■結露対策の例



また、冬季は使用しない部屋（例、物置部屋）等も結露の対象となります。暖房を利用する他の部屋との空気の流動により結露が発生しますので十分にご注意ください。

なお、サッシ窓の上部にスライド式小窓がある場合は、外出時等換気・空気の入替えに役立ちます。

11-1. 結露の対策

- ① 常に窓を少し開けて自然換気・吸気口を確保する
- ② 空気が滞留する場所（台所、洗面所、浴室）の換気を常に行う（換気扇を常にまわすようにする）
- ③ 家具設置の際は、壁から少し離し、裏側や側面の風通しを確保する
- ④ 押入、クローゼット内には「すのこ」等を利用して風の通り道を確保する



12. フローリング使用上の注意

フローリングはキズや凹み、シミ、ひび割れが起きやすいものです。美しい床を保つために以下の項目を参考にキズをつけないようご注意ください。また、以下の対策を怠りフローリングへの損傷がひどい場合は過失扱いとし原状回復費用を請求する場合がございます。



- a. テーブルやイスの脚には市販のパットなどをつけておくとフローリングのキズ防止に役立ちます。キャスター付のイスやワゴンを移動する場合は、マットやカーペットを敷くなどして養生してください。
- b. 電気カーペットを敷く場合は、フローリングの上で直接使用すると熱によるそりかえりやゆがみでひび割れなどを起こす場合があります。
断熱シートなどを敷いて熱がフローリングに伝わらないようご注意ください。



- c. **水廻り部分、キッチン廻り、浴室、洗面所**では水切りマットなどを使用してください。
使用したマットは濡れたまま放置せず、こまめに乾いたマットと取り替えてください。
- d. **冷蔵庫や温風ヒーター周辺**は熱風でひび割れの原因になることがあります。下にマットなどを敷いてください。
- e. **重いものを置く場合**は、下地の補強をお願いします。
ベッド、キッチン棚などの重い物を置く場合は、凹み防止のためにすべり止めのあるマットを敷いてください。
- f. **窓際では**、直射日光が長時間あたると日焼けや、ひび割れの原因になります。カーテンなどで直射日光を避けてください。また、窓から雨が吹き込んだときはすぐに拭き取ってください。シミやカビの原因になります。
- g. **観葉植物を置く**ときは、鉢から漏れる水分に十分ご注意ください。ひび割れ、シミやカビの原因になります。必ず水受け皿を用意し、水がフローリングへこぼれないように注意してください。
- h. **車イス**を使用される場合は、同じ箇所を繰り返し行き来するとキズや凹みの原因になります。車イス対応のマットや絨毯を敷いてください。

13. ベランダ（バルコニー）の使用について

a. **ベランダは火災時・災害時の避難経路**

ベランダに倉庫や物を置かれますと、緊急時に避難できなくなる恐れがあり消防本部より撤去の指導がございます。絶対に置かないでください。

b. **ベランダでの喫煙**

喫煙者の方の喫煙スペースとしてベランダでタバコを吸われる方が多くいらっしゃいますが、それにとまなう被害も多発しています。

お隣や上下間で、タバコの煙や灰が洗濯物にかかり臭いが付くという苦情や、室内まで入ってしまうなどの苦情を多く受けております。喫煙者の方は十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

また、ベランダ内での花火やバーベキューなどは、火災や煙、臭いなどの苦情の原因となりますので厳禁とさせていただきます。



ベランダ喫煙
注意



ベランダ
火気厳禁



ベランダ
花火厳禁



バーベキュー
禁止

c. ベランダ柵を利用した洗濯物・布団・シーツ・絨毯・敷物等を干すのはキケンです

特に高層階になってくると、洗濯物あるいはお布団などが風であおられて落下するキケンがあります。落下時の速度による衝撃も加わり万一地上に歩行人やお子様たちが遊んでおられると大事故になる恐れがございます。

マンションのベランダ内でお布団が干せる便利なグッズが数多く販売されておりますので、ぜひご活用いただき大事故にならないようご配慮とご協力をお願いいたします。

d. 階下の方のストレス

ベランダをお掃除される場合や、水を使用される場合は、必ず階下の方へのお声がけをお願いします。汚れた水やホコリ等が洗濯物にかかるとお互いに不快な気分になります。

ベランダ柵を利用して干すお布団・シーツ・敷物等は、そのホコリや糸くず、髪の毛等が階下の洗濯物にかかる、またはお布団等が階下のベランダの範囲まで垂れ下がり視界に入るとストレスを感じるという苦情も数多く寄せられています。

お互いに気持ちよく居住できるよう心がけましょう。

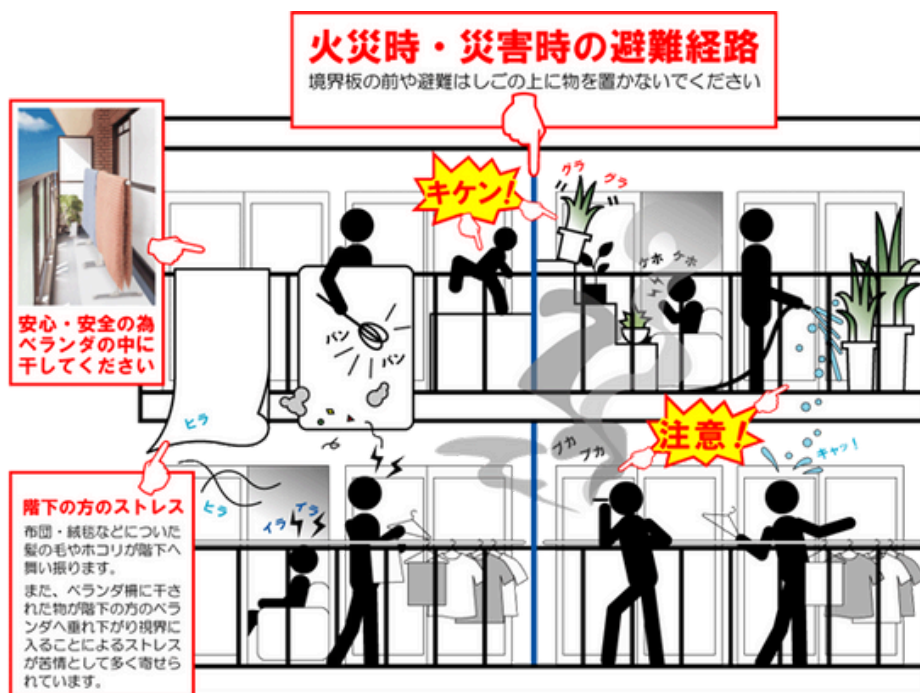
e. 小さいお子様のいらっしゃる方へ

高層マンションのベランダから幼児が転落する事故が起きています。当然のことですが、お子様から目を離したり、1人にする事は絶対に止めてください。

小さいお子様は好奇心旺盛で大人が想像もできないような行動を起こします。

ベランダ柵を越えてしまう恐れのある状況でないか、転落する恐れはないか、今一度ご確認ください。

また、洗濯物を干しにベランダに出ている際、室内にいるお子様がベランダサッシで遊んでいて誤って鍵がかかってしまい、大人がベランダへ締め出されてしまうケースも増えていきます。そのような事のないよう十分ご注意ください。



14. 管理事項

- a. 居住後、電話（自宅又は勤務先、緊急連絡先）引き込み工事完了後、電話番号の確認がとれた際は必ず管理会社へお知らせ願います。
- b. 火災警報設備が作動し、非常ベルが鳴り出した場合は、火災がどこで発生しているかを確認してください。
火元より逃げられる状態である事を確認し、大声で他の入居者へ火災が発生している事を伝え、「消防署119番」へ通報するとともに管理会社へご一報ください。
- c. 火災・地震等、非常時の避難の際、玄関・廊下へ出られない場合は、バルコニーの隣室間の仕切り板を破って避難する方法と、非常階段（バルコニーに設置されている場合はしご）で避難するようになっている建物が有りますので、入居時に必ず避難経路の確認をしてください。
- d. バルコニーの隣室側・仕切り板の前、または非常階段やはしごの上にクーラー室外機・物置・その他、物を置かれますと緊急時避難が出来ず、人命にかかわる大事故となりますので上記事項に付いては厳禁といたします。
- e. 火災・地震・その他緊急事態が発生し、賃借人及び連帯保証人・緊急時連絡先へ連絡する余裕がない場合、管理責任上無断で入室させていただくことがあります。
- f. 自転車・ミニバイク・自動二輪車等は駐輪場以外には絶対に置かないでください。
各自ご入居者で、自転車・ミニバイク・自動二輪車等を指定の場所に駐輪し、盗難防止の為、二重に施錠をお願いいたします。
- g. 自動車を所有されている方は、必ず駐車場をご契約頂き、敷地内及び建物周辺地域の生活道路に、迷惑駐車、違法駐車をしないよう厳守してください。
- h. 建物共用部分に設置の散水栓は、使用しないでください。
- i. 学業やお仕事の都合でご不在になる場合が多いご家庭では、ベランダにハトやカラスが巣を作ったり、フン等でベランダや洗濯物を汚される場合がありますので、各自でハト、カラス対策をお願いいたします。
- j. 鍵の取替えに係る費用は、賃借人または、ご入居者様の費用負担と致します。紛失された場合も同様と致します。
なお、空き巣、ピッキング等の対策と致しまして玄関ドアの補助錠（2重ロック）取り付けに係る費用も賃借人または、ご入居者の費用負担と致します。



鍵を紛失した場合の規定は、入居時にお渡しした、
住まいのしおり（紙の冊子）をご確認いただくか、
管理会社へご確認ください。



15. 消火器の使用方法

初期消火は非常に重要ですが、一人だけで行動をすると有毒な煙などを吸い込んでしまう恐れがあり大変キケンです。できるかぎり周辺の人に呼びかけ「消火する人」「避難誘導する人」「消防署に連絡する人」「さらなる応援を呼ぶ人」など役割分担を決め消火活動をしてください。

	<p>1. 安全ピンを抜く</p> <p>出来る限り火元まで移動し、黄色いピン（安全栓）を上方向に引っ張って完全に抜き取ります。</p>
	<p>2. ホースを火元に向ける</p> <p>消火器本体からホースのふき出し口（ノズル）をはずして火元に向けます。ホース先端にあるキャップは、はずさなくても使用時には問題ありません。</p>
	<p>3. レバーを強くにぎり放射する</p> <p>左図のようにレバーを強くにぎってください。火の根元をねらい、手前からはくように放射してください。ただし、油火災は油のハネや飛びがキケンですのでいったん壁などに当ててからねらってください。</p>
	<p>4. 放射</p> <p>放射時間は約20秒です。あくまで初期消火の際に使用すること。火が天井まで届くようなら、消火器での消火は不可能だと判断し、速やかに避難してください。</p>

消火器を使用する際は、「初期消火」の段階で、必ず「逃げ道を背面に確保できる位置で消火」してください。

ただし、「天井まで燃え上がってしまった火災」は消火器での消火は間に合いません。有毒な煙などを吸わないように、姿勢を低くして速やかに避難してください。

16. 二輪車（自転車・バイク）の駐輪

ご契約手続き時配布するステッカーを所有の自転車・ミニバイク・自動二輪車の目立つ位置へ貼り付けてください。

《ステッカー配布枚数》

1 R ～ 1 LDK（単身者）・・・ 1枚
2DK以上（ファミリー）・・・ 2枚



(注意) 駐輪スペースには限りがあります。

ステッカーの配布枚数については、基本上記のとおりとなります。

自動二輪車の駐輪スペースは、基本的に用意されていない建物が多いので事前に管理会社へご一報ください。

大型自動二輪車を所有の場合は、登録番号（ナンバープレート）を管理会社へご通知ください。

※自転車買替え等で、ステッカーが新たに必要場合は管理会社へお問合せください。

ステッカーは必ず見える位置に貼ってください



尚、配布したステッカーの貼付がされていない自転車、ミニバイク、自動二輪車は、放置車輛「所有権放棄車輛または盗難車両」とみなし、廃棄処分いたします。

また、廃棄処分及び盗難・イタズラなどによる損害、トラブルに対して管理会社及び賃貸人は一切の責任を負いません。

盗難、イタズラ等による損害、トラブルに関してはご自身で各市町村の警察本署へ被害届を出してください。

■ 各市町村警察署（緊急を要する場合は、「110番」へ通報してください）

【 茨木警察署 】	・・・ 072-622-1234
【 高槻警察署 】	・・・ 072-672-1234
【 吹田警察署 】	・・・ 06-6385-1234
【 摂津警察署 】	・・・ 06-6319-1234
【 箕面警察署 】	・・・ 072-724-1234
【 守口警察署 】	・・・ 06-6994-1234

17. 駐車場・駐輪場について

- a. 駐車場契約番号（保管場所・位置）の枠内に駐車できるかをご確認ください。
なお、**大型車輛（外車・トラック・四輪駆動車など）はドア開閉時、隣接車輛との接触トラブルや事故が多発**しておりますので、駐車場契約をお断りする場合がございます。
ご理解とご協力お願いいたします。また、新車両購入時等くれぐれもご注意ください。
- b. 場内及び自転車置場（特にミニバイク・自動二輪車）では、早朝・深夜に限らず**エンジンの空ふかしやアイドリングは厳禁**です。
- c. 場内及び緑地・花壇等、タバコの吸殻、空き缶、空きビン、ゴミのポイ捨て厳禁。
- d. 場内及び敷地内にタイヤ、バッテリー、物置等の**私物を置くことは厳禁**。
また、契約中駐車場の保管場所枠内に**駐車以外の目的で使用することは禁止**。
- e. 場内に自転車・ミニバイク・自動二輪車乗り入れ、駐輪、放置厳禁。
- f. 場内でのお子様の遊戯、ボール遊び、駆けっこ厳禁。また、ペットの散歩も厳禁です。大事故になる恐れがございますので、場内でそのような光景を見かけた場合は、注意の呼びかけにご協力ください。
- g. 場内での盗難、車上荒らし、破損事故等のトラブルに対して、一切の責任を負いませんので、**現金や貴重品等は車内に置かないようご注意ください**。
- h. 駐車場契約枠内または、駐車場出入口付近に**迷惑駐車・違法駐車**の車輛により駐車場利用が困難な場合等は**最寄の警察署へ通報してください**。
- i. 駐車場・敷地（建物に付帯する駐車場を含む）には、ご来客用の駐車スペースは用意されておられません。**短時間でも敷地内の空スペースへの駐車は厳禁**です。
（ただし、消防・緊急・引越・ゴミ収集車輛および、管理会社指定業者を除く）



建物敷地内(共用部)および 駐車場内でのこれらの行為

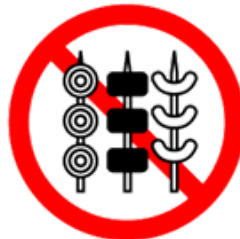
禁 止



飲食・長時間の会話・喫煙またはそれにとまなうゴミのポイステ禁止



車輛の乗入れ・お子様の遊戯またはボール遊び・ペットの散歩禁止



花火・バーベキューまたはそれにとまなうような集会や宴会禁止

無断駐車・迷惑駐車禁止

18. 住宅の契約解除・終了時の注意事項

a. 不動産賃貸借契約解除・終了の際は、書面又は解約フォームにて管理者又は管理会社へ通知してください。

書面の場合、契約書裏面に添付の解約通知書をご記入の上、郵送または持参にて提出してください。

解約フォームの場合、掛谷不動産株式会社のホームページ上で手続きしてください。

(個人契約かつ同社が管理している物件に限ります。)

※注意：契約条項の予告解約期間を必ずご確認ください。

b. 契約解除・終了通知は各賃貸借契約（住居・店舗・事務所）条項により異なりますので契約条項を必ずご確認ください。契約条項の予告解除・終了期間に満たない場合は、予告解除・終了通知のご連絡があった日より予告解除・終了期間内の賃料・共益費・その他の料金等を申し受けます。

なお、鍵の返却は退去明渡し日となりますので退去立会いの際に鍵をご返却ください。

c. 万一退去・明渡し日が遅延する事があれば、賃借人は理由の如何を問わず遅延によって発生した損害金を賠償しなければなりません。

d. 敷金又は保証金の返還で、賃借人様指定口座へお振込みをご希望の方は、指定金融機関へお振込みに係る手数料は賃借人様のご負担となりますのでご了承ください。

(指定口座へのお振込みに係る手数料は、敷金・保証金より差引相殺いたします。)

e. 引越完了（室内軽清掃・ゴミ処理等含む）の時間がわかりましたら事前にご連絡ください。室内の点検立会いおよび鍵の受領確認をいたします。

《退去・明渡し日までに必ず下記事項は済ませてください》

① 電気・ガス・水道（水道は各市町村が検針請求の場合）・インターネット契約等は、退去・明渡し日に伴う予告閉栓及び各料金のお支払いを確実に済ませてください。

※水道料金を管理会社または、賃貸人が検針し請求している場合は、立会時に検針し、後日お振込み又は敷金より相殺いたします。

② 定期購読誌、通販カタログ、新聞、クリーニング、酒店等の配達停止の連絡及び各料金のお支払いを確実に済ませてください。

③ 室内（リビング・台所周り・浴室・洗面所・トイレ・洋室・和室・ベランダ等）の軽清掃を退去・明渡し立会い確認時までに確実に済ませてください。

④ 退去・明渡し時の引越しゴミ（不要品）は、ご入居者で各市町村の環境衛生・環境整備課へ、臨時ゴミ収集手続きをお願いいたします。

退去・明け渡し時の臨時ゴミ収集手続きは、引越し日の1週間～10日前までに予約が必要です。収集されずに放置された引越しゴミに関しては、後日処分費用をご請求いたします。

⑤ 郵便局には必ず転居届（郵便転送届）を出してください。

万一金融機関、信販・カードローン会社等からの書類・郵便物が紛失いたしましても一切責任を負いませんのでご了承ください。

⑥ ネット通販・各種サービス等の住所変更をしてください。

万一使用されているサービス等からの書面・宅配荷物が紛失いたしましても一切責任を負いませんのでご了承ください。



19. 駐車場の契約解除・終了時の注意事項

a. 駐車場賃貸借契約解除・終了の際は、書面又は解約フォームにて管理者又は管理会社へ通知してください。

書面の場合、契約書裏面に添付の解約通知書をご記入の上、郵送または持参にて提出してください。

解約フォームの場合、掛谷不動産株式会社のホームページ上で手続きしてください。

(個人契約かつ同社が管理している物件に限ります。)

※注意：契約条項の予告解約期間を必ずご確認ください。

b. 契約解除・終了通知は各賃貸借契約条項により異なりますので契約条項を必ずご確認ください。契約条項の予告解除・終了期間に満たない場合は、予告解約・終了通知のご連絡があった日より予告解除・終了期間内の駐車場料金を申し受けます。

なお、機械式駐車場及びシャッター付（鍵またはカードでの開閉を含む）駐車場は、鍵または、カードの返却日が退去・明渡日となりますので退去後直ちにご返却ください。

※鍵または、カードは契約当初にお渡しした全てを返却ください。

c. 万一退去・明渡日が遅延する事があれば、理由の如何を問わず遅延によって発生した損害金を賠償いたしますのでご了承願います。

d. 敷金又は保証金の返還で、賃借人様指定口座へお振込みをご希望の方は、指定金融機関へのお振込みに係る手数料は賃借人様のご負担となりますのでご了承願います。

(指定口座へのお振込みに係る手数料は、保証金より差引相殺いたします。)

《退去・明渡し日までに必ず下記事項は済ませてください》

① 駐車場契約番号（保管場所枠内）の軽清掃をお願い致します。

② 鍵または、カードは契約当初にお渡しした全てをご返却ください。

万一鍵または、カードの紛失・複製鍵等のご返却があった場合、鍵・カードの取替えに係る費用は賃借人様のご負担となりますのでご了承願います。

その際、敷金又は保証金より差引相殺いたします。



ご入居・ご退去時の、電気・ガス・水道の開閉栓、転居手続きの連絡先

【 茨木市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	茨木市水道部	TEL 072-620-1691	管理会社へ確認
市 役 所	茨木市役所	TEL 072-622-8121	
郵 便 局	茨木郵便局	TEL 0570-056-847	転居届 など

【 高槻市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	高槻市水道部	TEL 072-674-7904	管理会社へ確認
市 役 所	高槻市役所	TEL 072-674-7111	
郵 便 局	高槻郵便局	TEL 0570-035-986	転居届 など

【 吹田市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	吹田市水道部	TEL 06-6384-1251	管理会社へ確認
市 役 所	吹田市役所	TEL 06-6384-1231	
郵 便 局	吹田郵便局	TEL 0570-943-995	転居届 など

【 摂津市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	摂津市水道部	TEL 06-6383-1525	管理会社へ確認
市 役 所	摂津市役所	TEL 06-6383-1111	
郵 便 局	摂津郵便局	TEL 0570-943-552	転居届 など

【 箕面市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	箕面市上下水道局	TEL 072-724-6755	管理会社へ確認
市 役 所	箕面市役所	TEL 072-723-2121	
郵 便 局	箕面郵便局	TEL 0570-053-291	転居届 など

【 守口市 】

電 気	関西電力	TEL 0800-777-8810	開栓・閉栓手続き
ガ ス	大阪ガス お客様センター	TEL 0120-59-4817	開栓・閉栓手続き
水 道	守口市水道局	TEL 06-6991-6772	管理会社へ確認
市 役 所	守口市役所	TEL 06-6992-1221	
郵 便 局	守口郵便局	TEL 0570-943-483	転居届 など

